

優良業者の
許可期間特例

財務体質の健全性が条件

廃棄物処理法政省令事項素案まとまる

300²m²以上が対象に 場外保管の届け出

保管場所で行う建設廃棄物一体では100平方メートル以上を対象とする。「自治」を条例で定めているところ

ももめる。もって対象を
広げては「との意見もあ
ったが」「まず3000
平方メートルとする」方向
だ。新たに設けられる施
設の定期検査については
5年1度、設置者
が申請する形で行う。
今後、今回の議論を基
に案をまとめ、今月中に
もパブリックコメントを
実施する計画だ。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会が3日に開かれ、廃棄物処理法改正に伴う政省令事項の素案が示された。新たに設けられる優良廃棄物処理業者の許可更新期間特例措置では、財務体質の健全性が条件に盛り込まれた。また、中環審の意見真申による通り、1の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は都道府県の許可で良いとする合理化を実施する方向。廃棄物を事業場外で保管する場外届け出が義務付けられるが、その対象は建設工事に伴い発生する産業廃棄物、300平方メートル以上の保管場所で行う保管とした。

優良産業廃棄業者の許可更新期間を従来の5年から7年とする特例措置については、現行の優良性評価制度の評価項目をベースに基準が検討された。情報公開の内容を原則としたほか、電子マネーエントの利用が可能であることが条件となった。さらに新たに加えられたのが「財務体質の健全性」だ。

①過去3年の平均自己資本比率が10%以上の過去3年の経常損益の合計額に過去3年の減価償却費の合計額を加えて得た額が0円以上②国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料および維持管理積立金の納付額に未納がない③の基準に適合していることが条件となる。これに於いて各口二朗委員（全国産業廃棄物連合法制度対策委員会委員長）は、「自己資本比率などの基準は一律には定められないのでは。このために必要な設備投資を控えるというところについてはならない」と発言。環境省は「経常損益と減価償却費の合計で0円以上というところで配慮した」と回答した。産業収集運搬の許可については、1の政令市を越える場合は都道府県が許可することとする。これに対しては佐々木五郎委員（全国都市清掃会議専務理事）が「許可主体と取り締まり役主体は同一であるべき」としながら、分けたいことになる。役割を具体的に明らかにしてほしい。都道府県の許可情報の政令市への提供も不可欠を要望した。同省は、情報提供はウェブ上で運営する廃棄業者情報検索システムを強化して対応するといった。事業場外の保管届出は、300平方メートル以上